

大津市公共汚水ます設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、処理区域内及びその隣接地（認可区域内に限る。）において、排水設備の新設に伴い必要となる公共下水道のます及び取付管（以下「公共汚水ます」という。）並びに公共下水道管の延伸（以下「本管延伸」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一宅地 建築物の敷地である土地にあっては、1の建築物の敷地である土地又は用途上不可分な関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。また、建築物の敷地でない土地にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認を受ける敷地をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路又は大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例（平成16年条例第59号）に規定する法定外道路をいう。

(設置、施行基準)

第3条 公共汚水ますは、原則として一宅地に1か所の設置とする。

- 2 本市の本管延伸の施行は、公共汚水ますを本市で設置する場合に限り、別表2（本管延伸の施行基準）により行なうものとする。

(公共汚水ますの設置者)

第4条 公共汚水ますは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の承認を受けた工事により設置される場合を除き、公営企業管理者が、排水設備を設置して下水を公共下水道へ排除しようとする者（以下「申請者」という。）からの申請に基づいて設置する。

(公共汚水ますの設置手続)

第5条 申請者は、公共汚水ますの設置を申請するときは、公共汚水ます設置申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

- 2 公営企業管理者は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに実地調査等必要な調査を行い、申請に係る公共汚水ますの必要性並びに種別及び規格について決定する。
- 3 前項の決定に当たっては、既に設置されている公共汚水ます（以下「既設公共汚水ます」という。）への接続について合理的に検討し、これの効率的な活用が図れるよう努めなければならない。

(工事の着手)

第6条 公営企業管理者は、公共汚水ますを設置する決定（以下「設置決定」という。）を行ったときは、速やかに当該公共汚水ますの設置工事（公共汚水ますの設置に伴う本管延伸、布設替え等を行う必要がある場合は、それらの施行に係る工事を含む。以下同じ。）に着手するものとする。

(設置決定の取消し及び変更)

第7条 公営企業管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、設置決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

2 申請者は、設置決定を取り消し、又はその内容を変更する必要があるときは、理由を示して公営企業管理者と協議しなければならない。

(費用の負担)

第8条 申請者は、申請に係る公共汚水ますが、別表1に掲げる公共汚水ますの種別に該当するものであるときは、大津市下水道条例(昭和43年条例第36号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づき、次の費用を負担しなければならない。

(1) 公共汚水ますの新設又は改築に要する費用(公共汚水ますが、あらかじめ除却を予定して設置される排水設備に係るものであるときは、撤去に要する費用を含む。)

(2) 公共汚水ますの設置に伴い必要となる管渠の延伸、布設替え等に要する費用

(3) 公共汚水ますの設置に伴い不要となる既設公共汚水ますの撤去に要する費用

2 申請者は、申請に係る公共汚水ますを設置するため、別表2における施行基準を越える本管延伸を希望する場合は、その越える部分について、条例第29条の規定に基づき、費用を負担しなければならない。

(法第16条工事の施行者)

第9条 法第16条の規定により承認を受けて公共汚水ますの設置工事及び本管延伸工事を行うことができる者は、当該公共汚水ますの設置工事(以下「法第16条工事」という。)を施行する能力があると認められる者とする。

(法第16条工事の手続)

第10条 法第16条工事を行おうとする者(以下「法第16条工事申請者」という。)は、その内容及び排水設備の内容を明らかにした書類を添付して、法第16条工事承認申請書(様式第2号)を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに実地調査等必要な調査を行い、法第16条工事を施行する能力並びに申請に係る公共汚水ますの設置及び本管延伸の必要性並びに種別、規格及び箇所数を審査の上、承認について決定する。

3 公営企業管理者は、前項の承認の決定をしたときは、法第16条工事承認決定通知書(様式第3号)により法第16条工事申請者に対し通知する。

4 第2項の決定については、第5条第3項の規定を準用する。

(承認の条件)

第11条 法第16条工事の承認に当たっては、その設計、施工、監督、第三者に対する損害への対応等について、必要な条件を付するものとする。

(承認の変更)

第12条 法第16条工事申請者は、承認を受けた法第16条工事の内容を変更しようとするときは、法第16条工事変更承認申請書(様式第4号)を公営企業管理者に提出しなければならない。

(部分完了検査)

第13条 法第16条工事申請者は、法第16条工事の施行により、設置した公共汚水ます（公共汚水ますの設置に伴い管渠の延伸、布設替え等を行った場合は、それらの排水施設を含む。以下「公共汚水ます等」という。）の一部について、既設の排水施設の代替施設として部分使用する必要がある場合には、法第16条工事部分完了検査依頼書（様式第5号）を公営企業管理者に提出して部分完了検査を受けるとともに、部分完了検査後、速やかに当該部分使用する公共汚水ます等の所有権を大津市企業局に移転させなければならない。

（公共汚水ます等の引継ぎ）

第14条 法第16条工事申請者は、法第16条工事が完了したときは、公営企業管理者に対し、工事完了検査依頼書（様式第6号）により、速やかに工事の完了検査を依頼しなければならない。

2 法第16条工事申請者は、前項の依頼に基づき大津市企業局が行った完了検査の結果、適正と認められた場合（次項において、「完了検査合格の場合」という。）は、公営企業管理者に対し、公共汚水ます等を引き渡すとともに、当該引渡しの時をもって、公共汚水ます等の所有権を大津市企業局に移転させなければならない。

3 公営企業管理者は、完了検査合格の場合において、法第16条工事申請者から第15条第2項の所有権移転に係る寄付申出書及び関係法令における占用許可の権利譲渡書等を受領したときは、速やかに当該法第16条工事申請者に法第16条工事完了済証（様式第7号）を交付するものとする。

（公共下水道施設への放流）

第15条 法第16条工事申請者は、前条に規定する法第16条工事完了済証の交付を受けるまでの間は、原則、公共下水道施設への放流を行ってはならない。ただし、第14条の規定により部分検査を受けた場合については、法第16条工事申請者は、部分使用を行う公共汚水ます等に限り、大津市企業局への所有権移転完了後に放流することができる。

（法第16条工事の費用負担）

第16条 法第16条工事に要する費用は、法第16条工事申請者の負担とする。

（補修の請求）

第17条 公営企業管理者は、公共汚水ます等の所有権移転の完了の日から2年以内に当該公共汚水ます等に破損等の不都合が認められた場合は、法第16条工事申請者に対し補修を請求するものとする。

2 法第16条工事申請者は、前項に規定する公共汚水ます等に係る破損等の不都合から生じる損害について、公営企業管理者又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成１７年９月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は平成２２年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行日の前に廃止した大津市公共汚水ます設置要綱（平成１６年制定）の規定によりなされたその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。
（経過措置）
- ２ この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1

番号	公共汚水ますの種別
1	公共汚水ますが既に設置されている一宅地を複数の一宅地に分割し、分割後公共汚水ますが設置されていないこととなる各一宅地にそれぞれ設置する公共汚水ます
2	公共汚水ますが設置されていない一宅地を複数の一宅地に分割し、分割後の各一宅地にそれぞれ設置する公共汚水ます（当該分割に係る分筆登記後1年を経過するまでに第5条第1項の申請を行う場合のもの及び当該分割後の各一宅地が第5条第1項の申請の時に於いて同一の者の所有に係る場合のものに限る。）
3	一宅地において計画戸数10戸以上の建築物（集合住宅）を建築するために設置する公共汚水ます
4	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る事業により設置する公共汚水ます
5	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく新規の開発行為に係る事業により設置する公共汚水ます
6	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成事業により設置する公共汚水ます（個人申請かつ申請面積が500㎡未満の場合を除く。）
7	建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に係る事業により設置する公共汚水ます
8	大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第20条第1項に規定する特定事業により設置する公共汚水ます
9	大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第24条第1項に規定する大規模建設等事業により設置する公共汚水ます
10	申請者の負担により本管を延伸したうえ設置する公共汚水ます
11	その他申請者の特別の必要により設置（既設の公共汚水ますの改築、撤去等を含む。）する公共汚水ます

別表 2

項 目	本 管 延 伸 の 施 行 基 準(本市施行)
申 請 者	個人（建築確認申請者）
整備対象の土地	新たな建築物に排水設備を設置しようとする一宅地で、市街化区域の下水道事業認可区域内にある処理区域及びその隣接地
本管延伸する道路	建築基準法第 4 2 条で規定された道路のうち、公道であること。
建 築 物 の 用 途	自己用住宅及び自己用の兼用住宅（床面積の 1/2 以上が住居であるものに限る。）（建築確認申請の写しで確認）
整備延長の限度	管渠延長が $L = 30\text{ m}$ 以内であること。（法 1 6 条に基づく施行部分を除く。）
使用（供用） 開始時期	使用（供用）開始時期が、申請日から 4 ヶ月以上先であること。